

令和6年度 健全化判断比率の公表について

平成19年の北海道夕張市の財政破綻によって、自治体財政への関心は全国で急速に高まりました。破綻した自治体は、人件費削減はもちろん、公共料金の引き上げや各種住民サービスの削減など多大な住民負担も余儀なくされます。

このような事態に陥るのを未然に防ぎ、自治体財政の早期健全化を目的として、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

1. 財政健全化法について

自治体の財政状況をフロー（現金収支）だけでなくストック（負債）についてもチェックするため、「4つの財政指標（健全化判断比率）」と「資金不足比率」を設定し、毎年度、監査委員の審査を受け、議会に報告し市民へ公表することが義務付けられたものです。

○4つの財政指標（健全化判断比率）

・実質赤字比率

一般会計の実質的な赤字が、^{※1}標準財政規模に対してどれくらいの割合になるか

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字比率

水道や国民健康保険などの^{※2}特別会計を含めた全会計の実質的な赤字額が、標準財政規模に対してどれくらいの割合になるか

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・実質公債費比率

借金返済額（公債費など）が、標準財政規模に対してどれくらいの割合になるか

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金等}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}$$

・将来負担比率

一般会計が将来負担すべき、^{※3}公営企業会計・^{※4}一部事務組合・^{※5}第三セクター（道の駅）などを含めた市全体の「実質的な負債」が、標準財政規模に対してどれくらいの割合になるか

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}$$

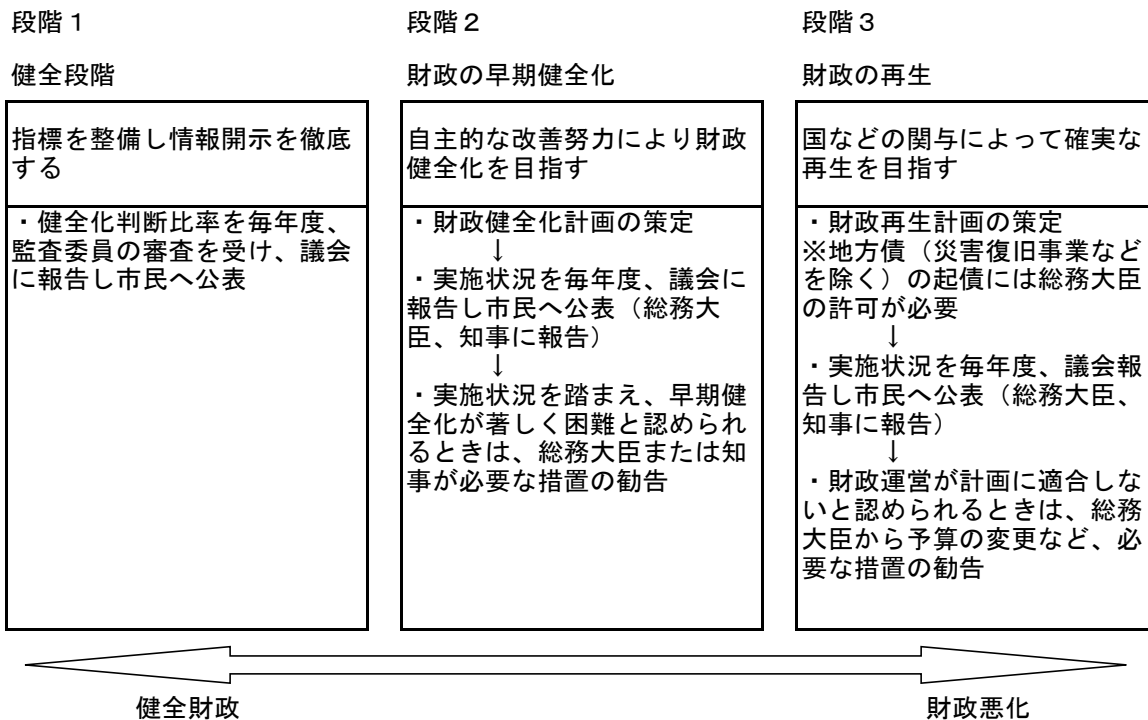
・資金不足比率

各公営企業会計の^{※6}資金不足額が、^{※7}事業の規模に対してどれくらいの割合になるか

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

2. 健全化基準について

各自治体は、健全化判断比率により「1. 健全段階」「2. 財政の早期健全化」「3. 財政の再生」の3つの段階に区分され、その段階に応じて財政の早期健全化および財政の再生などに必要な行財政の措置を講じなければなりません。



3. 財政段階の判断

・段階 1 の判断

概ね良好であるといえますが、早期健全化基準に近かったり、次年度決算で数値が大幅に悪化したりする場合があります。したがって公表していくことで、市民のみなさんにも注視・指摘をしていただくことができます。また、経年変化等に注意をすることが必要です。

・段階 2 の判断

健全化判断比率・資金不足比率のどちらか1つでも「早期健全化基準」に該当すると、基準以下にするための財政健全化計画を策定し、自ら計画的に財政の健全化を図っていくことになります。

・段階 3 の判断

健全化判断比率のどちらか1つでも「財政再生基準」に該当すると、より厳しい財政再生計画を策定し、国の管理下のもと、財政再生を進めていくことになります。つまり、負債を減らすことを目的とし、住民税の税率の引き上げや使用料・手数料の値上げ、人件費の削減や市単独事業（道路建設や福祉的事業）の廃止など、住民生活に大きく影響します。

令和6年度深谷市健全化判断比率・資金不足比率

※深谷市の比率は以下のとおりです。

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準	備考
①実質赤字比率	—	11.68	20.0	黒字のため（－）バー表示
②連結実質赤字比率	—	16.68	30.0	
③実質公債費比率	-1.5	25.0	35.0	
④将来負担比率	—	350.0	—	財政再生基準なし

実質公債費比率・将来負担比率に関しては、都市計画税が比率の良し悪しに大きく影響しています。都市計画税の税率の限度は0.3%ですが、深谷市は0.15%としているため、都市計画税を賦課している市町村では低い税率となっています。税率が低いものの、いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、概ね健全であるといえます。

会計名	令和6年度	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	

全ての会計が黒字であるため、該当しません。概ね健全であるといえます。

4. まとめ

現在、深谷市は、上記のとおり全ての指標において早期健全化基準を大きく下回っており、概ね健全であるといえます。

実質公債費比率については、前年度と同様マイナスとなっております。これは、端的に言うと、公債費より、交付税算入される額の方が大きいことを示しており、義務的経費である公債費の実質的な負担が極めて少ない状況であるため、良好な状態であると言えます。

また、将来負担比率が算出されないということは、端的に言うと、将来負担すべき負債等の額に対し、充当可能な財源等の額の方が大きいことを示しており、良好な状態であると言えます。

これらに共通する主な要因は、深谷市では各種事業の財源対策に、合併特例債などの交付税算入率の高い地方債を活用していることが挙げられます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、前年度に引き続き数値なしとなっております。

今後、高度経済成長期に整備した生活基盤施設（水道・し尿処理施設や道路・橋りょう等）が更新時期を迎えつつあり、これらの再整備のために、多額の財源が必要となってきます。

そのため、「世代間の負担の公平」の観点から、市債（借入金）を活用し、負担（支払額）を数年に分けることにより、単年度あたりの財政負担を軽減するとともに将来を見据えた計画的な更新に努めています。

しかし、市債も借金であることに変わりはなく、過度な借り入れは将来世代への負担の増大を招く恐れがあることから、社会経済情勢を注視し徹底した行財政改革を貫くことにより、健全な財政状況を堅持してまいります。

5. 用語解説

※1 標準財政規模

人口・面積等から算定される当該団体の標準的な収入の規模をいいます。「標準税収入額＋普通交付税額＋地方譲与税額」で算定されます。標準税収入額は、「市税（都市計画税除く）の法定課税額＋税交付金（利子割交付金等）＋地方特例交付金」の75%です。

※2 特別会計

一般会計以外の会計で、特定の事業を行うのに特定の収入と支出をもって運営する会計をいいます。深谷市では、国民健康保険・後期高齢者医療・国済寺土地区画整理事業・水道事業会計・下水道事業の5会計です。

※3 公営企業会計

深谷市は、資金不足比率に掲げられている会計が該当します。

※4 一部事務組合

隣接する市町で広域的にある特定の業務を行う（大里広域市町村圏組合）団体をいいます。

※5 第三セクター

第一セクターは公共団体、第二セクターを民間企業、第三セクターは公共団体と民間企業の共同出資による企業（道の駅等）をいいます。

※6 資金不足額

一般会計の実質的な赤字額に相当するものです。

※7 事業の規模

営業収益に相当する収入額から受託工事収益に相当する収入額を引いた額をいいます。

6. 問合せ先

深谷市企画財政部財政課

048-574-6632（直通）